

平成28年度

第3回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年6月23日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場大会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (11名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番委員：加曾利益弘 | 2 番委員：佐川順一郎 |
| 3 番委員：齋藤豊彦 | 4 番委員：君塚作治 |
| 5 番委員：磯野幸作 | 6 番委員：藤平重男 |
| 7 番委員：押元康郎 | 8 番委員：猿田義久 |
| 9 番委員：浅野幸男 | 10 番委員：山岸 潔 |
| 11 番委員：岩瀬貞夫 | |

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 1 時 4 6 分）

局長（吉野）

本日はお忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。只今から平成 28 年度第 3 回大多喜町農業委員会を開会いたします。

本日は 11 名の出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

本日は大変忙しい中、平成 28 年度第 3 回総会にお集まり頂き有難うございます。本日は、議件 3 件と報告事項 2 件を予定しておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。まず最初に議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条の第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は 1 番委員の加曾利委員さんと 2 番委員の佐川委員さんをお願いします。

それでは、早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、3 頁をお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 28 年 6 月 23 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 4 所在・地番 田代地先 地目 畑 地積 949㎡ 他 1 筆 合計地積 991㎡ 権利者 大多喜町在住 義務者 いすみ市在住 事由 権利者 現在借りている農地を取得し、そこで作付した野菜を娘夫婦の経営する弁当店へ提供するため。義務者 自身では農地を利用しないため。権利内容 売買による所有権移転。つづきまして、番号 5 につきましても、権利者が同一人物のため、説明終了後、一括して審議をお願いします。番号 5 所在・地番 田代地先 地目 畑及び田 地積 49㎡ 他 6 筆 合計地積 2,078㎡ 権利者 大多喜町在住 義務者 大多喜町在住 事由 権利者 現在借りている農地を取得し、そこで作付した野菜を娘夫婦の経営する弁当店へ提供するため。義務者 高齢のため。権利内容 売買による所有権移転。権利取得後の農

業経営の実態は4頁に記載のとおりです。農地法第3条第2項第2号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号4及び番号5については4番委員の君塚委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

君塚委員（4番）

それでは、報告いたします。6月21日に権利者立会のもと現地確認を行いました。場所は、中野から県道勝浦上野大多喜線を進み、田代地区に入ったところの元の商店の周辺になります。田4筆については、県道を勝浦方向に進み道路より低い箇所にとまっています。その内、一部については、キューイフルーツの植栽を予定しているとのことで、棚が作られており、その他はレンコンが植えられており、残りは草刈りされていたものの、耕作がされている状況ではありませんでした。県道を挟んで反対側に少し高くなった箇所に対象地があり、公図上は3筆に分かれていますが現状ではい畑がありますが、現状、畑として使用されており、色々な野菜が作付されていました。残り2筆につきましては、権利者の宅地の脇にあり、野菜や果樹が植えられており、畑として利用されていました。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長(岩瀬会長)

ご苦労様でした。君塚委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

対象地の〇〇〇番と〇〇〇番1は、公図の大きさがほぼ同じように見えるが、〇〇〇番は面積が300㎡弱なのに対し〇〇〇番1は100㎡もない、〇〇〇番1の方が格段に面積が小さいのはなぜか。

事務局（秋山）

詳細については、法務局で確認をしないと及できないが、さっするに、〇〇〇番1は小番が付されているため、過去に分筆登記がされている可能性が高いと思われます。過去の分筆登記は、分筆される土地の測量をし、台帳面積から測量した分筆面積を差し引いているため、縄伸び等がある土地については、公簿の面積より残地の方が多くなるケースは、多々あると思います。

齋藤委員（3番）

そのようなことかとは、感じていた。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、番号4及び番号5について異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

番号4及び番号5については異議ないものと認めます。

議案第1号は以上のとおり、決定いたしました。

つづきまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

それでは、5頁をお開きください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成28年6月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号3 所在・地番 久保地先地目 田 地積 896㎡ 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 大多喜町在住 義務者 大多喜町在住 事由 不動産賃貸業を営んでおり、都会からの移住者希望者や高齢者向けの戸建て賃貸住宅を建築するため、申請地を取得したい。所有権移転での申請です。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号3については7番委員の押元委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします

押元委員（7番）

はい。それでは報告させていただきます。6月20日（月）午前11時30分に権利者及び事務局立会の下、調査を行いました。

場所の確認ですが、国道297号線を勝浦方面から千葉方面に向かい白山台交差点を左折し、大多喜生コンと言う生コン工場があるが、生コン工場の脇に左折する町道を進み100m程度の場所です。対象地の隣接地には既にアパートが建設されており営業している状況です。また、町道を挟んで反対側には、3月の総会で検討していただいたところですが、ホームセンタの建設が予定されております。対象地は既存のアパートの敷地より約160cm下がっており現在は、休耕田となっていました。計画でいくと、町道よりも10cm程度高くなるように埋め立てをすることによって、現況よりも約70cm程度高くなると予想されます。対象地の東側と南側の2方向は、現在水田として耕作がされています。南側の水田と、対象地は、排水が無く田越に用排水をしておりますが、隣接の水田については、他の水田に排水をしておりますので、影響はない、また、申請地の排水は集水マスを設置しポンプアップし、既存のアパート敷地の排水路へ排水するとの説明でした。埋立をすることにより周辺の農地への日当たり等の影響は殆どありません。以上のことから、申請には問題ないと思います。宜しくご審議をお願いします。以上です。

議長(岩瀬会長)

ありがとうございました。押元委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員 (3番)

周辺はまだ水田として耕作をしているのか。

押元委員 (7番)

申請地以外は作付されております。

齋藤委員 (3番)

申請地は昨年までは耕作していたのか。

押元委員 (7番)

そのように思われます。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号3について異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

それでは、番号3については異議ないものと認めます。
議案第2号は以上のとおり決定しました。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、6ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成28年6月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり 2 公告を予定する日 平成28年6月24日 今回の設定については、7ページから9ページまで、整理番号は28-17から28-19までとなりまして、全て新規設定となります。それでは、説明いたします。

7ページ 農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号28-17 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 横山地区 地目 田 地積 721㎡ 他2筆 合計地積 1,721㎡ 利用計画 田として利用 貸借権での設定で、賃料3筆合計でコシヒカリ1等米90kgの設定がされております。

②利用権設定期間10年間。期間開始日 平成28年6月24日 満了日平成38年6月23日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者で2名の連盟となっておりますが、実際の所有者と、経営移譲を受けている者の2名の連盟となっております。借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、8ページ

整理番号28-18 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 馬場内地区 地目 田 地積 2,325㎡ 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ1等米120kgの設定となっております。 ②利用権設定期間10年間。期間開始日 平成28年6月24日 満了日平成38年6月23日

借賃の支払い期日は毎年12月30日までに持参払いです。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、9ページ

整理番号28-19 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 下大多喜地区 地目 田 地積 2,304 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ1等米90kg
の設定となっております。②利用権設定期間10年間。期間
開始日 平成28年6月24日 満了日平成38年6月23日
借賃の支払い期日は毎年9月30日までに持参払いです。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。なお、10ページが、利用権の設定を受ける者（借り手）の利用権設定後の経営状況となっております。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

議案第3号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

（午後2時36分）

議長（岩瀬会長）

それでは、続きまして報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

11ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成28年6月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号8 所在・番地 小谷松 地目 畑 地

積 472 m² 他3筆 合計地積 3,352 m² 登記原因・日付 相続 平成28年5月12日 権利者 大多喜町小谷松在住者
番号9 所在・番地 宇筒原 地目 田 地積 1,265 m²
他6筆 合計地積 3,180 m² 登記原因・日付 相続 平成28年5月6日 権利者 大多喜町在住者
番号10 所在・番地 三又 地目 田 地積 112 m²
他19筆 合計地積 9,016 m² 登記原因・日付 相続 平成28年5月25日 権利者 大多喜町三又在住者
番号11 所在・番地 堀之内 地目 畑 地積 495 m²
他3筆 合計地積 5,882 m² 登記原因・日付 相続 平成28年6月7日 権利者 千葉市在住者

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について 下記のとおり。農地法第18条第6項の規定による農用地賃貸借権及び農用地使用貸借権の中途解約に係る通知があったので報告する。平成28年6月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号2 所在・地番 下大多喜地先 地目 田 地積 2,304 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 借受人の体調不良のため。番号3 所在・地番 田代地先 地目 畑 地積 949 m² 他1筆 合計地積 991 m² 貸付人 いすみ市在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 売買が成立したため。番号4 所在・地番 田代地先 地目 畑 地積 49 m² 他6筆 合計地積 2,078 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 売買が成立したため。報告は以上です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいとおもいます。質問のみ受け付けます。
つづきまして、議事日程6その他に入ります。
事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

はい。いくつか、連絡及び報告事項があります。
まず、お手元へお配りさせていただいております、熊本地震義援金についてということでご報告させていただいております。農業委員さん一口千円で11名分から送金手数料を差し引いた額、10,784円を今回、熊本震災義援金として送金いたしました。6月21日付けで千葉県農業会議へその旨、報告をいたしましたのでご報告いたします。
次に、農業委員さんの公務災害補償制度についての広告物と

加入の案内用紙を配布させていただきましたが、こちらについては、農業委員さんが普段、現地確認等で活動していただく機会が多いことから、町の方で予算措置をする方向で検討しておりますので、ご承知おきください。

次に、全国農業新聞の登録申し込みのご案内と、サンプルの新聞を配布させていただきました。全国農業会議で、購読者を随時募集しているとのことで、既にご購読されている委員さんもいらっしゃると思いますが、改めて皆様にご購読のご案内をさせていただきます。購読の希望がありましたら、事務局までご連絡をいただければ、手続きをさせていただきますのでご検討をお願いします。

事務局（秋山）

第1回総会時に皆さまからご指摘をいただいた「県の事業届出の適正な提出について」の申出に関する文書の提出について、前回の総会時に皆さまにご検討をいただいた結果を修正後、会長・副会長と相談をさせていただき、お配りしてある文章で、6月21日に事務局において土木事務所長に直接お渡ししてきました。土木事務所長からは、内容確認後担当者レベルで事実確認後、適切な処理をしていただくことでご返事をいただきました。以上ご報告いたします。

議長（岩瀬会長）

以上でよろしいですか。

事務局（秋山）

事務局からは、以上です。

議長（岩瀬会長）

委員の皆さまからなにかありますか。

よろしいでよろしいですか。

それでは、本日の議題につきましては、全て終了いたしました。

事務局長（吉野）

以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。
大変ご苦勞様でございました。

閉 会（午後2時43分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 6月23日

会 長 岩瀬 貞夫 

署名委員 加曾 利益 弘 

署名委員 佐川 順 一郎 